

水俣病

認定方法は不当

川本さんら九人 県の弁明書に反論

た。

「私は水俣病だ。県が認定しないのは不当だ」と水俣市の保護院看護人川本輝夫さん(五十九)は、熊本県の決定を不服とし厚生省に行政不服審査請求を申し立てているが、県が提出した弁明書に對する反論書がこのほどまとまり、一日、厚生省に提出する。

反論書は四部から成り「水俣病認定とその医学的根拠」「患者認定と行政の責任」「補足的見解」などの点について詳細に反論している。今度の反論書の提出で、行政不服審査は軌道に乗ることになるが、厚生省が地方自治体の公害患者認定のあり方についてどう判断するか注目される。

川本さんら九人(熊本県七人、鹿児島県二人)は昨年八月、熊本

県公害被害者認定審査会(会長・徳臣晴比古熊本大医学部教授)の決定を不服として厚生省に審査請求した。「審査会の決定は十人の審査委員全員の意見一致を認定の条件としている。また、認定基準も公表されず、審査方法に疑問がある」というのがその理由。

川本さんらはいずれも水俣病の多発地区に住んでおり、手足のしびれや視野狭さくを訴えている。

水俣病は公害病に指定され、その認定患者は百二十一人(うち死者四十七人、一月現在)にのぼる。しかし、川本さんらのように症状がよく似た「潜在患者」とみられる未認定患者は多く、公害被害者救済法による医療費の補助などもないまま、不満が高まっている。

水俣病の認定は、新潟県が①ハ

ンター・ラッセル氏症候群(手足、口のしびれ、視野狭さくな

ど)②一定基準以上の毛髪中の水銀③住居が汚染地域内の一の三条件

をあげているのに比べ、熊本県は

①症状が現われていなければ水俣病といえない②発病から十数年を経過し、症状が固定している一など違った基準をとっている。

反論書はこのような認定の仕方に疑問を投げ、認定申請者の居住地、自覚症状、家族の発病例などを重視すべきだとしたうえ①審査委員の「全員一致制」の廃止②症状の弾力的な掌握などを主張している。さらに一人ひとりについて、生活歴や症状の経過、日常生活

活での支障の程度、現在の症状をあげて、川本さんらが水俣病であると具体的に指摘している。